

# 「寒河江市観光総合パンフレット」作成業務委託公募型コンテスト実施要領

## 1 目的

この要領は、令和6年度から使用する「寒河江市観光総合パンフレット」の作成業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型コンテスト方式（以下「コンテスト」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「寒河江市観光総合パンフレット」作成業務

### (2) 業務の概要

「寒河江市観光総合パンフレット」作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年5月末日まで

### (4) 提案上限額

1, 100千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 選定方法

選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等の提出を求め、デザイン及びデザインコンセプト、見積価格等を総合的に比較検討し、最適な委託業者をコンテストで選定する。

## 4 参加資格

- (1) 山形県内に事務所もしくは事業拠点を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 本案件を適確に遂行する能力があると認められること。

## 5 スケジュール

実施内容	日程・期限
公募開始	令和6年3月26日（火）
参加申込書の提出期限	令和6年4月5日（金）
質問書の提出期限	令和6年4月5日（金）
質問書に対する回答	令和6年4月8日（月）
企画提案書等の提出期限	令和6年4月15日（月）
審査実施予定日	令和6年4月16日（火）
審査結果通知	令和6年4月17日（水）
契約締結	審査結果通知以降

## 6 参加申込について

コンテストへの参加を希望する者は、次により参加申込書を提出すること。

なお、「参加申請書」「コンテスト実施要領」等、公募に関する資料・様式等は、寒河江市ホームページからダウンロードすること。

※寒河江市ホームページ：<https://www.city.sagae.yamagata.jp/kanko/brochure-creation.html>

- (1) 提出物及び提出部数：参加申請書（様式第1号）1部
- (2) 提出期限：令和6年4月5日（金）午後5時まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- (3) 提出方法：持参又は郵送による（必着）
- (4) 提出先：寒河江市観光キャンペーン推進協議会事務局  
（寒河江市さくらんぼ観光課内）

## 7 質問・問い合わせについて

本実施要領に不明な点がある場合には、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出書類：質問書（任意様式）
- (2) 提出期限：令和6年4月5日（金）午後5時まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：「12事務局」寒河江市観光キャンペーン推進協議会事務局  
（寒河江市さくらんぼ観光課内）

## 8 企画提案書等の提出について

コンテストに要する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出物及び提出部数：①企画提案書（任意様式）10部  
仕様書に記載の目的・業務内容を踏まえ、次の留意点に従い、業務の具体的な手法を記載すること。企画提案書の作成は、A4縦版の印刷物とし、表紙・目次などを含み15ページ以内で作成し、各ページにページ番号をつけること。  
●留意点  
企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案、デザイン案、作成スケジュールなど具体的な提案を明記し、仕様書に加えて寒河江市の特性や地域性等を踏まえ提案すること。  
②見積書（任意様式）1部  
会社名、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印することとし、積算明細を明確にすること。封筒の表面には、発注者名（寒河江市観光キャンペーン推進協議会 会長 佐藤洋樹）、見積対象委託業務名、会社名、代表者名等を明記すること。見積書を封入後は、のりで封を行い、代表者印で封印すること。
- (2) 提出期限：令和6年4月15日（月）午後5時まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- (3) 提出方法：持参又は郵送による（必着）
- (4) 提出先：寒河江市観光キャンペーン推進協議会事務局  
（寒河江市さくらんぼ観光課内）

## 9 審査（コンテスト）の開催について

- (1) 寒河江市観光キャンペーン推進協議会において審査を実施する。審査員は、寒河江市観光キャンペーン推進協議会（以下「本協議会」）会員及び事務局員（寒河江市さくらんぼ観光課職員）10名以内とする。
- (2) 来庁によるプレゼンテーションは不要。
- (3) 審査は、審査員が評価を行うものとする。なお、配点については、「別紙1」のとおりとする。審査の結果、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。点数が同じであった場合には、審査員の協議により決定するものとする。
- (4) 参加者が、一社のみの場合、参加資格を確認し、資格要件を満たすと判断した場合には、その一社を委託候補者として決定する。
- (5) 審査結果については、審査会の翌日以降に文書で通知する。

## 1.0 契約の締結権

委託候補者として決定された者は、本契約の締結権を有する。

委託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に本協議会と協議の上、寒河江市財務規則及びその他関係法令に基づき適当であると判断される場合には、契約締結する。

ただし、本案件の目的達成のため、必要な範囲において委託候補者との協議により締結段階で記載事項の項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより提案上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の増減を行うことがある。

## 1.1 その他

- ・審査にかかる電話等による問い合わせには応じない。
- ・審査に対する異議申立ては、これを認めない。
- ・コンテストに係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出物は一切返却しない。
- ・提出期限後の提出物の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された提出物については、内容の一部変更を指示することがある。
- ・採用されたデザインに対する所有権は、寒河江市観光キャンペーン推進協議会が有するものとする。

## 1.2 事務局

寒河江市観光キャンペーン推進協議会

（寒河江市さくらんぼ観光課 観光振興担当）

住所：〒991-8601 寒河江市中央一丁目9-45

電話：0237-85-1682 FAX：0237-86-7100

Email: johokanko@city.sagae.yamagata.jp

別紙1

【評価基準表】

評価は各項目 5 点満点で採点し、係数を乗じた配点とします。

審査項目	審査基準	係数	配点
(1) 企画提案の内容			
基本方針 (コンセプト)	寒河江市観光振興計画における目指すべきターゲットを意識しているか	×3	15
	寒河江市観光振興計画における観光ビジョンを意識しているか	×3	15
内容の充実度	寒河江市内の観光資源を網羅的かつ偏りなく取り上げているか	×3	15
(2) レイアウト			
印象度	実際に行きたくなる要素を盛り込んでおり、思わず手に取ってみたいものとなっているか	×4	20
デザイン	写真やイラストを効果的に使用し、誰が見てもわかりやすく洗練されたデザインとなっているか	×4	20
文字及び色彩	カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したものとなっているか	—	5
(3) 見積価格	企画提案内容を勘案して妥当であるか	×2	10
合計			100